

福井市母子家庭等医療費等助成の制度変更のご案内

平成30年4月診療分から



中学3年生までの児童の医療費助成が窓口無料化になります。

平成30年3月診療分までの母子家庭等医療費等助成制度

【償還払い】

県内医療機関で受診時に、母子家庭等医療費等受給者証を提示し、保険診療分の医療費を支払います。



かかった保険診療分の医療費を、2ヵ月後に指定の口座に振込みます。



平成30年4月診療分からの母子家庭等医療費等助成制度

【窓口無料化】

0歳～中学3年生（15歳年度末）までの児童は、県内医療機関で診療ごとに、新しい母子家庭等医療費等受給者証※を提示すると、保険診療分の医療費の支払いがその場で助成され、無料となります。

【ご注意ください】

高校生以上の方（児童及び親）は、今までと同様に、窓口で母子家庭等医療費等受給者証※を提示し、保険診療分の医療費をお支払いください。概ね2ヵ月後に、指定の口座にお振込いたします。

※平成30年4月受診分から、医療費等受給者証が個人票（1人1枚）に変わります。

窓口無料化にならない(受給者証が使えない)場合

※以下の場合には払い戻しのお手続きが必要となります。

- 県外の医療機関を受診した場合
- 医療費等受給者証を医療機関で 診療ごとに 窓口提示しなかった場合
- 学校管理下で怪我（疾病）をした場合
- 他の公費医療を使用した場合
- 医師の診断に基づく治療用装具の費用の一部など



更新のお手続きが必要です

母子家庭等医療費等助成制度は、毎年8月に更新が必要です。書類が届きましたら、更新のお手続きをお願いいたします。

※更新手続の完了により、新しい医療費等受給者証を発行しますので、必ず、更新のお手続きをしてください。

福井市からのお願い



学校管理下で怪我（疾病）をした場合

学校管理下での怪我や疾病は、日本スポーツ振興センターの災害共済給付金の対象となる場合がありますので、窓口無料化の対象となりません。医療機関には受給者証を提示しないで、一旦医療費をお支払いください。災害共済給付金の対象にならなかった場合には、後日福井市子ども福祉課へ申請していただくことにより、払い戻しが受けられます。

※日本スポーツ振興センターの災害共済給付金による払い戻しについては、学校・保育所等にお問い合わせください。

学校から医療券をもらった場合

福井市就学援助制度に該当し、学校より医療券の支給があった場合には、医療費等受給者証を提示せずに、窓口で医療券のみをご提出ください。

※就学援助制度については、福井市役所学校教育課（0776-20-5350）にお問い合わせください。

福井市から転出した場合

ご本人様が福井市の住民ではなくなった場合、福井市の医療費等受給者証は使えませんが、速やかに医療費等受給者証を返還してください。

福井市での資格がない状態で、医療費等受給者証をお使いになった場合には、助成額をご返還いただくこととなりますので、ご注意ください。

国民健康保険証をお持ちの場合

入院される場合や、外来でも医療費が21,000円を超える場合には、必ず、限度額適用認定証を取得し、窓口にご提示ください。

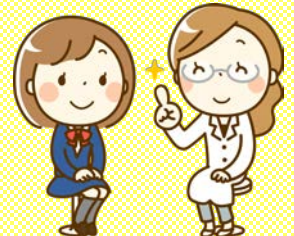
※国民健康保険限度額認定証については、福井市役所保険年金課（0776-20-5678）にお問い合わせください。

医療機関への適正受診にご協力ください

安易に休日や夜間などの時間外の受診は、緊急度の高い重症の患者さんの治療に支障を来したり、医療費の増加に繋がります。

皆様が安心して必要な医療を受けられるよう、適正な受診を心がけましょう。

病気の対応に迷われた場合には、子ども救急医療電話相談#8000 又は 0776-25-9955 を利用しましょう(月～土:19:00～翌朝 9:00、休日:9:00～翌朝 9:00)。



お問い合わせ先

福井市役所 子ども福祉課

TEL : 0776 (20) 5412

FAX : 0776 (20) 5735